



鳥取県公報

令和7年5月7日（水）
第9691号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（294）（とっとり弥生の王国推進課）・・・2
	土地改良区の解散（295）（農地・水保全課）・・・2
	保安林の指定予定（2件）（296・297）（森林づくり推進課）・・・2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（298）（水産振興課）・・・3
	基本測量の実施（299）（県土総務課）・・・3
	公共測量の実施（2件）（300・301）（〃）・・・3
	土地改良区の役員の就退任（2件）（302・303）（中部総合事務所農林局）・・・4
	土地改良区の役員の退任（304）（〃）・・・5
	土地改良区の役員の住所の変更（305）（〃）・・・6
	指定納付受託者の指定（306）（会計指導課）・・・6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（307）（〃）・・・6
	手数料の収納事務の委託（308）（警察本部会計課）・・・6
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（庶務集中課）・・・7
	一般競争入札の実施（2件）（物品契約課）・・・11
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・17

告 示

鳥取県告示第294号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、とっとり弥生の王国推進課が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ドリームかわはら	〃
株式会社ふるさと鹿野 鳥取市鹿野往来交流館童里夢	〃
公益財団法人鳥取市文化財団	〃

鳥取県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、気高町土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第296号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市下味野字竹谷662の3から662の5まで、843の3、847の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第297号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町余戸字南和田801、802、803の1、803の2、807、807の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第298号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第299号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間 令和7年5月27日から同年11月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び東伯郡湯梨浜町

鳥取県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量及び写真測量）
- 2 作業期間 令和7年4月21日から令和8年1月19日まで
- 3 作業地域 鳥取市並びに八頭郡若桜町及び智頭町

鳥取県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港管理組合管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年4月23日から同年5月30日まで
- 3 作業地域 境港市中野町

鳥取県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	大 下 繁 樹	倉吉市福光582
〃	小 谷 卓 徳	倉吉市国分寺106
〃	岸 本 健 志	倉吉市国分寺124
〃	牧 田 健 二	倉吉市福光31－2
〃	福 永 斉 巳	米子市米原一丁目1－16
〃	早 田 博 之	倉吉市横田698
〃	矢 城 良太郎	倉吉市横田693
監 事	前 田 浩 登	倉吉市福光565－2
〃	坂 本 秀 隆	倉吉市下米積329

令和7年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
〃	大 下 繁 樹	倉吉市福光582
〃	小 谷 卓 徳	倉吉市国分寺106
〃	岸 本 健 志	倉吉市国分寺124
〃	牧 田 健 二	倉吉市福光31－2
〃	福 永 斉 巳	米子市米原一丁目1－16
〃	早 田 博 之	倉吉市横田698
〃	矢 城 良太郎	倉吉市横田693
監 事	大 羽 省 吾	倉吉市福光627
〃	坂 本 秀 隆	倉吉市下米積329

令和7年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	入 澤 博 昭	倉吉市耳606
〃	山 本 茂 樹	倉吉市鴨河内2520－1
〃	森 昭 雄	倉吉市鴨河内2116

“ 野 儀 進 倉吉市福山407－2
 “ 山 根 昭 浩 倉吉市石塚208－1
 “ 小 谷 義 則 倉吉市上古川312－1
 “ 藤 井 大 輔 倉吉市蔵内78－1
 “ 山 下 賢 一 倉吉市小鴨864－1
 “ 中 野 政 芳 倉吉市中河原393－2
 “ 増 井 秀 人 倉吉市北野484
 “ 山 本 和 雄 倉吉市生田661
 “ 岡 本 義 則 倉吉市丸山町535－1
 “ 増 本 俊 和 倉吉市西倉吉町114－18
 “ 村 田 聖 治 倉吉市福守町246
 監 事 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451
 “ 福 井 久 夫 倉吉市上古川223－2
 “ 加 島 豊 年 倉吉市不入岡317－1
 “ 西 村 聡 倉吉市鴨河内464－1
 令和7年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 田 強 倉吉市耳334－1
 “ 山 本 茂 樹 倉吉市鴨河内2520－1
 “ 森 昭 雄 倉吉市鴨河内2116
 “ 野 儀 進 倉吉市福山407－2
 “ 山 根 昭 浩 倉吉市石塚208－1
 “ 小 谷 義 則 倉吉市上古川312－1
 “ 藤 井 大 輔 倉吉市蔵内78－1
 “ 山 下 賢 一 倉吉市小鴨864－1
 “ 森 治 樹 倉吉市小鴨149－1
 “ 小 原 茂 博 倉吉市中河原624
 “ 中 嶋 浩 二 倉吉市北野520－1
 “ 山 本 和 雄 倉吉市生田661
 “ 岡 本 義 則 倉吉市丸山町535－1
 “ 西 村 泰 秀 倉吉市西倉吉町5－8
 “ 村 田 聖 治 倉吉市福守町246
 監 事 山 本 正 雄 倉吉市鴨河内451
 “ 福 井 久 夫 倉吉市上古川223－2
 “ 藪 中 昌 昭 倉吉市不入岡632－2
 “ 西 村 聡 倉吉市鴨河内464－1
 令和7年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 康 雄 倉吉市小鴨201－1

令和6年2月19日

鳥取県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

理 事	福 永 斉 巳	変 更 前	倉吉市福光 625
		変 更 後	米子市米原一丁目 1－16

鳥取県告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒一丁目8－1
- 2 指定年月日
令和7年4月23日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納するふるさと納税に係る寄附金

鳥取県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
会計管理者が特に必要と認める現金の収納及び保管に関する事務（他の出納員に委任させる事務を除く。）
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県会計管理部会計指導課
課長 坪内 康子
- 3 委任期間
令和7年5月7日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県警察が徴収する手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事業所の所在地	指定年月日		
一般財団法人鳥取県交通安全協会	鳥取市東町一丁目271	令和7年4月8日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）金田喜平及び矢田貝熊太郎の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 通知の題名 保安林の指定予定について
- 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和7年3月21日付鳥取県告示第132号）の内容（告示の内容）
 - 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町中菅字峠田225
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 通知の掲示場所 日野町役場
- 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調達内容
 - 業務の名称
東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務

(2) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）

(3) 業務の仕様

入札説明書による。

(4) 業務期間及び賃貸借期間

業務期間は令和7年9月1日から令和11年10月31日までとし、賃貸借期間は令和7年10月1日から令和11年9月30日までとする。ただし、令和8年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和11年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(5) 納入期限

入札説明書による。

(6) 納入場所

入札説明書による。

(7) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月16日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した借入物品（令和7年5月7日（水）以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

電話 0857-26-7495

電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和7年5月7日（水）午前11時から同年6月6日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月7日（水）から同年6月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年6月25日（水）から同年7月2日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年7月2日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者の商号又は名称を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和7年5月27日(火)午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年6月6日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力し、又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction middle speed color copy machines in the Tottori Prefectural Head Office

- (2) June 6, 2025 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 2, 2025 noon: Time-limit for submission of tenders
(July 1, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies
Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220
Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori, 680-8570, Japan
Tel : 0857-26-7495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック（7トン級）（鳥取県土） 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月19日（木）

(4) 納入場所

鳥取市千代水二丁目17 鳥取県鳥取県土整備事務所車両基地

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月14日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月7日（水）から同月30日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月7日（水）から同月30日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年6月10日（火）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年6月20日（金）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年5月30日(金)午後5時までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。
 - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck (7t class)

Quantity 1

(2) May 30, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) June 20, 2025 noon : Time—limit for submission of tenders
(June 19, 2025 5:00 PM : Time—limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1—220 Higashi—machi, Tottori—shi, Tottori 680—8570, Japan TEL : 0857—26—7425

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
除雪トラック（7トン級）（中部県土） 1台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和8年3月19日（木）
- (4) 納入場所
倉吉市下田中町825 鳥取県中部総合事務所県土整備局特殊車両車庫
- (5) 入札方法
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。
入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年5月14日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間にお

いて、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月7日（水）から同月30日（金）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月7日（水）から同月30日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年6月10日（火）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年6月20日（金）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し

て提出すること。

- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年5月30日(金)午後5時まで、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck (7t class)

Quantity 1

(2) May 30, 2025 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 20, 2025 noon : Time-limit for submission of tenders

(June 19, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan TEL : 0857-26-7425

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 警察本部庁舎及び警察本部長公舎清掃業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年3月4日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日東カストディアル・サービス株式会社岡山支店
岡山県岡山市北区本町二丁目5 |
| 5 落 札 金 額 | 27,605,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年1月21日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |